

郡山市集会所借家料補助金交付要綱

平成 8 年10月18日制定
平成24年 4 月 1 日施行
平成26年 4 月 1 日施行
平成31年 4 月 1 日施行
令和 3 年 3 月15日施行
令和 3 年 4 月 1 日施行
令和 8 年 4 月 1 日施行

[市民部市民・NPO活動推進課]

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、町内会、自治会その他の自治組織（以下「町内会等」という。）が管理運営する集会所（以下「集会所」という。）の家屋に係る借家料に対する補助金の交付に関して、郡山市補助金等の交付に関する規則（昭和48年郡山市規則第18号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象経費)

第 2 条 補助の対象となる経費は、集会所として賃貸借契約に基づき使用している家屋に係る借家料とする。

(補助額)

第 3 条 補助金の額は、町内会等が毎年 4 月 1 日から翌年 3 月31日までの間に前条に規定する家屋に対して支払う借家料の 2 分の 1 以内で予算の範囲内で定める額とし、次の表に定める額を限度とする。

世帯数区分	限度額 (月額)
200世帯以上	60,000円
100世帯以上200世帯未満	50,000円
50世帯以上100世帯未満	40,000円
50世帯未満	30,000円

備考 世帯数とは、当該年度の 4 月 1 日現在における町内会等の加入世帯数をいう。

2 前項の規定により算出された年額に 1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請及び決定)

第 4 条 補助金の交付を受けようとする者は、規則第 4 条に規定する補助金等交付申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 収支予算書（町内会等の総会資料に基づく収支予算書の写し）
- (2) 集会所家屋賃貸借契約書（写し）
- (3) 前年度収支決算書（町内会等の総会資料に基づく収支決算書の写し）
- (4) その他市長が必要と認めて指示する書類

2 市長は、前項の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助の可否を決定するものとする。

3 市長は、補助を決定したときは、規則第7条に規定する補助金等交付決定通知書により申請者に通知するものとする。この場合において、申請を却下するときは、その理由を付記しなければならない。

（軽微な変更の範囲）

第5条 規則第6条第1項第1号に規定する軽微な変更は、次の各号のいずれにも該当する変更とする。

- (1) 補助対象経費の総額の10分の2に相当する金額以内の変更
- (2) 前条第1項に規定する提出書類の細部の変更であって、補助金額の変更を伴わない変更（補助金交付の条件）

第6条 規則第6条第1項第4号に規定するその他必要と認める条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助金を目的外に使用してはならない。
- (2) 補助金に係る帳簿及び証拠書類を備え、当該補助事業が完了した年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

（概算払）

第7条 市長は、必要と認めるときは、補助金の交付の決定に係る額の全部又は一部を概算払の方法により交付することができる。

（実績報告）

第8条 補助金の交付の決定を受けた者は、補助事業が完了したときは、速やかに規則第14条に規定する補助事業等実績報告書及び収支決算書を市長に提出しなければならない。

（額の確定）

第9条 市長は、前条の規定による実績の報告を受けたときは、これを審査し、事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、速やかに規則第15条に規定する補助金等交付額確定通知書により当該補助事業者へに通知するものとする。ただし、確定額が交付決定額と同額である場合は、当該通知を省略する。

附 則

この要綱は、平成8年10月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年3月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。